

# ガイドライン表示

品種名

つや姫・はえぬき

パターン区分

## 【生産出荷用】

農林水産省新ガイドラインによる表示	節減対象農薬の使用状況		
<p>特別栽培米</p> <p>節減対象農薬： 当地比 5割減</p> <p>化学肥料(窒素成分)： 当地比 5割減</p> <p>栽培責任者 鶴岡市農業協同組合 営農販売部 生産振興課</p> <p>所在地 山形県鶴岡市覚岸寺字水上199</p> <p>連絡先 0235-26-1117</p> <p>確認責任者 鶴岡市農業協同組合 営農販売部</p> <p>所在地 山形県鶴岡市覚岸寺字水上196-1</p> <p>連絡先 0235-29-5277</p>	使用資材名	用途	使用回数
	イブコナゾール	殺菌	1回
	ヒドロキシノキザール	殺菌	1回
	プロベナゾール	殺菌	1回
	トリシクラゾール	殺菌	1回
	シアントラニプロール	殺虫	1回
	エチプロール	殺虫	1回
	ジメトフアジソン	殺虫	1回
	プロチラクロール	除草	1回
	トリアファモン	除草	1回
	テフリルトリオン	除草	1回

## 【精米販売用】

農林水産省新ガイドラインによる表示	節減対象農薬の使用状況		
<p>特別栽培〇〇</p> <p>節減対象農薬：</p> <p>化学肥料(窒素成分)：</p> <p>栽培責任者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>確認責任者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p> <p>精米確認者</p> <p>住所</p> <p>連絡先</p>	使用資材名	用途	使用回数

注1 「特別栽培〇〇」の「〇〇」は、「特別栽培農産物」、又は県の慣行基準に示される「品目名」で表示すること。

この場合、「水稲」は一括して「米」と表示すること。

注2 複数の品種、複数の生産パターンで申請する場合は、生産パターンと表示内容の関連を「品種名」、「パターン区分」で明らかにすること。

注3 各責任者名を組織名で表示する場合、住所は「所在地」とすること。

注4 住所、所在地は原則として「山形県」から記載すること。

注5 全ての表示を票片に表示できない場合は、各責任者の住所・所在地、連絡先、節減対象農薬の使用状況等の情報入手の方法を一括表示枠内(最下段)に掲載すること。

この場合であっても、全ての表示内容について上記様式をもって提出し、表示内容の確認をうけること。

※ 申請において実際に使用しない不用な表示枠、表示項目は削除して提出すること。